

長井市告示第173号

令和7年度ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援）業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱を次のとおり定める。

令和7年5月19日

長井市長 内谷 重治

令和7年度ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援）業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この要綱は、本市では、「市民ひとりスポーツを楽しむ元気なまち」の実現に向け市民がスポーツへの興味関心を持てる健康づくりの事業について、長井市置賜生涯学習プラザ等を会場に展開していく。また、新たなスポーツコミュニティを構築しスポーツ事業のコンサルティングを行い、市民の参加が得られる運営手法の確立と体制づくりを目指す事業を実施するにあたり、委託者選定のための公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援）

(2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

(4) 提案上限額

総額8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 費用

業務の実施に必要な費用、打ち合わせ・納品に係る交通費など、全ての費用を含むものとする。

3 プロポーザルの参加者の募集

(1) 募集方法：長井市役所の掲示場への掲示及びホームページで公募する。

(2) 公募期間：令和7年5月19日（月）から令和7年6月6日（金）まで

(3) 参加要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

① 業務の遂行にあたって、次に示す体制がとれること。

- ア プロポーザル審査に係る企画・提案を行ったスタッフと同一のスタッフ又は同等の見識・スキルを持つスタッフが契約期間を通じて業務を担当すること。
- イ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整を行うこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ③ 参加申込書の提出時点で、長井市指名競争入札参加者登録簿に登録されている者、又は同等の資格を有していると市長が認める者であること。
- ④ 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- ⑥ 個人情報取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- ⑦ 業務一括を再委託しないこと。

4 スケジュール

参加申込受付期間	令和7年5月19日(月)～令和7年6月6日(金)
質問受付期間	令和7年5月19日(月)～令和7年5月30日(金)
質問回答日	令和7年6月3日(火)予定
面接審査(プレゼンテーション等)	令和7年6月19日(木)13時30分
結果通知・公表	令和7年6月20日(金)予定

5 質問書の提出

本要綱又は仕様書に質疑がある場合は、5月30日(金)17時必着で持参又は郵送により、質問書(様式第3号)を提出すること。郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。回答は、6月3日(火)まで質問書提出者全員に電子メールにて行う。

6 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、期日まで以下のものを提出すること。

(1) 提出期限：令和7年6月6日（金）17時必着

(2) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）…1部

② 提案事業者会社概要（様式第2号）…9部

※本市の令和7年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、別紙1の書類を併せて提出すること。

(3) 提出方法：持参又は郵送（一般書留）

① 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

② 既に送達した参加表明書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(4) 提出先：下記13のとおり。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和7年6月17日（火）17時必着

(2) 提出書類

企画提案書等一式（任意様式）…9部

ア 企画提案書

企画提案書には、以下の事項を記載すること。

(i) 実施内容

(ii) 体制図

(iii) 業務スケジュール

※企画提案書については、A4版20ページ以内で作成すること。

イ 企画提案書（概要版）

企画提案書を要約した概要版を、A3版2ページ以内で作成すること。

対外的に公表する可能性があることに留意の上、作成すること。

ウ 見積書及び積算内訳書

・履行期間内に本業務内容を実施するための費用について作成すること。

・金額は、消費税を除く金額及び消費税を含む金額の両方を記入すること。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

・企画提案書等は書面及び電子データを提出すること。

・電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントで閲覧可能な形式又はPDF形式によるものとし、CD-ROMに保存した上で提出すること。

(4) 提出方法：持参又は郵送（一般書留）

① 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

- ② 既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(5) 提出先：下記13のとおり。

8 審査方法

参加要件を満たし、企画提案書等を提出した者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、令和7年度ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援）業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙2「令和7年度ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援）業務委託に係る公募型プロポーザル審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。

面接審査日は次のとおりとし、詳細な時間については参加表明書等を提出した者に、別途通知する。

- (1) 日時：令和7年6月19日（木）13時30分から
- (2) 場所：長井市役所 2階 市民防災研修室（北）
- (3) 内容：プレゼンテーションは企画提案書等の内容により説明することとし、資料の差替えや追加は認めない。出席者は3名以内とする。原則として面接審査時に企画提案書を投影の上、プレゼンを行うこと。ただし、申し出があった場合、投影を行わずプレゼンを行うことを認める。
- (4) 設定時間：1事業者につき40分（プレゼンテーション20分以内、質疑20分以内）。なお、市がHDMIで接続可能な200インチモニターを準備する。パソコン等（Mac端末不可）は各自準備すること。
- (5) その他：審査委員会は非公開とする。

9 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで見積書を徴収し、委託上限額の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約の手続きを行うものとする。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) 契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。
- (4) 契約について、市と契約を締結する者は、委託業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。また、委託業務の全部若しくはその主たる部分以外の一部の業務を第三者に委託する場合は、市の承認を得るものと

する。

11 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本実施要綱 2 (4) に示す予算規模の上限を超えた場合
- (5) 本実施要綱 3 に示す参加要件を欠くこととなった場合
- (6) プレゼンテーションに欠席した場合
- (7) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明のため写しを作成し使用することができる。
- (4) 本要綱に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

13 連絡・書類等提出先

長井市 健康スポーツ課スポーツ推進室 担当：菊地、黒田、鈴木
住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号
電話：0238-82-8009 (内線447) FAX：0238-87-3310
E-Mail：shospo@city.nagai.yamagata.jp

※郵送による提出の場合

〒993-8601

山形県長井市栄町1番1号

長井市役所 健康スポーツ課スポーツ推進室 宛